

23 国 際 第 1 0 4 2 号

関税割当公表第72号

平成23年度のペルー産とうもろこしの関税割当てについて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成17年農林水産省令第12号）第5条の規定に基づき、「経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定」（以下「協定」という。）に基づき割当ての対象となるとうもろこし（以下「ペルー産とうもろこし」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

平成24年2月9日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品の用途、用途別の割当数量及び通関期限

1 割当対象物品の用途

ペルー産とうもろこし（関税定率法（明治43年法律第54号）別表第1005.90号の2に掲げる物品のうち次の用途に供するもの）

- (1) 菓子の製造用のもの（以下「菓子用」という。）
- (2) アルコールを含有しない飲料の製造用のもの（以下「飲料用」という。）

2 割当数量

- (1) 菓子用 125トン
- (2) 飲料用 42トン

3 通関期限 平成24年3月31日

第2 関税割当申請書受付の担当課

農林水産省食料産業局食品製造卸売課

第3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

1 提出期間 平成24年3月1日（木）から同年3月9日（金）まで

2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

第5 関税割当申請者の資格

1 菓子用

関税割当申請書を提出する日において、とうもろこしを使用して菓子を製造する設備を有する者であって、割当てを受けたペルー産とうもろこしを菓子の原料として使用することが確実に認められる者

2 飲料用

関税割当申請書を提出する日において、とうもろこしを使用して飲料を製造する設備を有する者であって、割当てを受けたペルー産とうもろこしを飲料の原料として使用することが確実に認められる者

第6 関税割当申請書に添付すべき書類等

1 平成22年度におけるペルー産とうもろこしの使用実績数量及び在庫数量並びに製品の販売先別販売実績数量を記載した書類（別記様式1及び2）

2 平成22年度における原料入手状況を記載した書類（別記様式3）

3 平成23年度におけるペルー産とうもろこしの使用計画数量（既に使用済みのものを含む）及び製品の販売計画数量（既に販売済みのものを含む）を記載した書類（別記様式4及び5）

4 法人の登記事項証明書（個人にあつては、住民票）

5 下記の書類又は資料

- (1) 工場名及びその所在地を記載した書類
- (2) 工場配置図（縮尺：千分の一）
- (3) 製品名
- (4) 工場行程見取図
- (5) 製造機械配置図（縮尺：百分の一）
- (6) 主要機械の機能別表（別記様式6）

6 第1の用途に従って割当てを受けたペルー産とうもろこしを当該割当てを受けた用途のみに使用し、その他の用途には使用しない旨の誓約書

第7 割当基準

平成22年度におけるペルー産とうもろこしの使用実績数量及び平成23年度における使用計画数量等を勘案して割り当てるものとする。

第8 関税割当証明書の発給

1 農林水産大臣は、協定附属書1第2編第2節 日本国の表に掲げる規定（注）に基づき、関税割当申請書及びその他の添付書類等の審査により、ペルー産とうもろこしを菓子用又は飲料用の原料として使用することが確実と認められる場合に限り、関税割当証明書を発給するものとする。

（注）菓子用に係る規定：日本国政府が関税割当ての証明書において菓子の製造用のものである旨を証明したものに限る。

飲料用に係る規定：日本国政府が関税割当ての証明書においてアルコールを含有しない飲料の製造用のものである旨を証明したものに限る。

2 関税割当証明書の発給は、申請者がペルー産とうもろこしの関税割当てに関して法令等に違反した場合、報告をしない場合又は虚偽の申告若しくは報告をした場合には行わないものとする。

第9 報告等

割当てを受けた者は、農林水産省食料産業局長（以下「食料産業局長」

という。)の定めるところにより、ペルー産とうもろこしの使用実績及び製品の生産・販売(消費)実績等を食料産業局長に報告するものとする。

第10 その他

- 1 関税割当申請書の提出部数は2通(経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令第1条)とし、その他の添付書類等の提出部数は1通とする。
- 2 関税割当申請書等の記載については、経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について(平成17年4月1日付け16国際第1297号)によるものとする。
- 3 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は通関期限を経過したときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない。
(経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令第4条)
- 4 関税割当証明書の有効期間については、関税割当証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないものとする。
- 5 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

第11 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

農林水産省は、本公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名(名称)及び住所を、農林水産省のホームページ、経済産業公報及び通商弘報において公表する。

(別記様式1)

ペルー産とうもろこしの使用実績数量等一覧表

氏名又は名称

(単位：トン)

区分	国産品			輸入品			合計		
	期初在庫	使用数量	期末在庫	期初在庫	使用数量	期末在庫	期初在庫	使用数量	期末在庫
22年度				()	()	()			

(注) 輸入品の欄には、外数としてペルー産以外の輸入品の数量を(括弧)書きで記入すること。

(別記様式2)

製品の販売実績及び自家使用実績一覧表（22年度）

氏名又は名称

(単位：トン)

用途区分	販売先（自家使用）		販売（自家使用）実績数量
	住所	氏名又は名称	

- (注) 1. 販売先は主たる販売先以外はその他として一括記載して差し支えない。
2. 販売先及び販売数量は中間業者経由で販売する場合は中間業者より聴取する等確認の上記載すること。

(別記様式3)

平成 年度 ○○用原料とうもろこし入手状況

氏名又は名称

用途区分	産地及び種類	本船名	入港月日	疫検くん蒸の有無	輸入商社名	通関名義人	通関月日又は受入月日	数量(kg)	左の関税額(円)	備考
一次関税率により輸入したもの	小計									
二次関税率により輸入したもの	小計									
その他の方法により購入したもの	小計									
	合計									

(注) 1. 「その他の方法により購入したもの」欄には、国内産とうもろこし等につき記載するものとし、国内産とうもろこしについては「輸入商社名」欄に購入相手先の氏名又は名称、「通関月日又は受入月日」欄に購入月日、「左の関税額」欄に購入金額をそれぞれ記入

2. 本表に記載した原料入手数量等については、これを明確にする書類を添付すること。

(別記様式4)

ペルー産とうもろこしの使用計画数量 (既に使用したものを含む)

氏名又は名称

(単位: トン)

	国産品使用 計画数量	輸入品使用計画数量 (とうもろこしベース)		合計
		一次関税率によるもの	二次関税率によるもの	
23年 4月		()	()	
5月		()	()	
6月		()	()	
7月		()	()	
8月		()	()	
9月		()	()	
10月		()	()	
11月		()	()	
12月		()	()	
24年 1月		()	()	
2月		()	()	
3月		()	()	
計		()	()	
期末在庫		()	()	

(注) 輸入品使用計画数量 (とうもろこしベース) の欄には、外数としてペルー産以外の輸入品の数量を (括弧) 書きで記入すること。

(別記様式5)

製品の販売（使用）計画数量（既に販売（使用）したものを含む）

氏名又は名称

(単位：トン)

用途区分	販売先（自家使用）		販売（自家使用）計画数量												
	住所	氏名又は名称	23年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	24年1月	2月	3月	合計

(注) 販売先は主たる販売先以外はその他として一括記載すること。

(別記様式6)

主要機械の機能別表

氏名又は名称

名 称	型 式	台 数	能 力	摘 要

(注) 1. 名称……………該当機械メーカーの呼称又は名称 (下欄にメーカー名を記入)

2. 型式……………メーカー呼称型式

3. 能力……………メーカー呼称能力 (t/1台/時間)

4. 摘要……………機械の特性等を記入